

在留資格「特定活動9」への変更の手順

1 国際交流推進センターへの書類提出

※大学等を卒業した留学生が、卒業後、「就職活動」を行うことを希望する場合

次の5点をセンターに提出してください。在留期限日ではなく本学での在籍が終了する日までに申請するようにしてください。

- ① 在留資格変更許可申請書 * 「申請人等作成用 1、2、3、4」を作成する
* 本学 HP もしくは申請書は法務省 のウェブサイトからダウンロードできます。(「特定活動9」で検索) ([URL] <https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities14.html>)
- ② 在留カードの表・裏面コピーとパスポート顔写真ページのコピー
- ③ 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書
- ④ 卒業証明書
- ⑤ 継続就職活動を行っていることを明らかにする書類 (就職活動記録、選考結果通知書類など)

2 国際交流推進センターから書類の受け取り

提出して3日以降に申請書を受け取りに来てください。大学からの推薦状と提出書類を併せてお渡します。

3 広島出入国在留管理局への申請

必要書類を取り揃えて入管へ在籍最終日までに提出します。書類不備等ない限り即日発行されます。

持参するもの

- ・ パスポート ・ 在留カード
- ・ 経費支弁に関する書類(預金通帳やアルバイトの給与明細など。通帳は提出直前に記帳します)
- ・ 手数料納付書(4,000円)入管の1階売店で収入印紙が購入できます

【注意事項 Notes】

- * 在留期限3か月前から在留資格変更の申請ができます。
- * 書類は可能な限りA4サイズで揃えてください。
- * 消えるボールペンは使用不可

広島出入国在留管理局 | 受付時間 9:00~16:00 | (土・日曜日、休日を除く)

〒730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 2-31 広島法務総合庁舎内
入国・在留審査部門 | 082-221-4412